

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：25201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K12530

研究課題名（和文）北東アジアにおける国境漁業の実証的研究：海洋の公共財的共同利用の模索

研究課題名（英文）Empirical research on border fishing in Northeast Asia

研究代表者

福原 裕二（FUKUHARA, YUJI）

島根県立大学・国際関係学部・教授

研究者番号：30382360

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：島国である日本の排他的経済水域を含む領域は、世界第6位にも及ぶ広大なものであると言われていたが、益々斜陽産業化する水産業、強大な漁業勢力を有する周辺国漁船の圧力などによって十分に活用されているとは言い難い。本研究では、日本と韓国をまたぐ海域の漁場紛争を事例に、日本を中心とする北東アジアの国境漁業の現状と実態、そこに見られる課題とそれを克服する方策を考究した。研究期間内には、日韓の双方で現地調査を行うとともに研究報告を重ね、最終的な成果は英語論文にまとめた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本と周辺国との国境漁業を取りあげ、「漁業者ファースト」の視点により各漁場紛争の動向・実態や特徴を浮き彫りにし、課題を克服するための方策を考察した点に、学術的・社会的意義があると考えている。また、研究期間内には、関連する先端的業績の書評を、分野をまたいで発表したり、日韓双方の漁業関係学会や漁業専門家会議で研究報告を行ったりするなど、研究成果の広域な社会化に努めてきた。さらに、最終的な研究成果は英語の論文にまとめ、論文集として刊行される運びとなっている。こうした点でも、本研究は学術的及び社会的意義を有していると確信している。

研究成果の概要（英文）：The fishing boats of the North East Asian nations, compete against each other for fishing grounds in the 'narrow seas'. The boats which have been kicked out of these areas are forced to move to quieter areas of their own country, or other fishing grounds in North East Asia. However, even after these moves, they are met with another billiard ball collision. The sea of North East Asia has been turned into this situation by the North East Asian countries themselves, and behind this is the strong self-assertion in the process of transition to the 200-nautical mile system required by international ocean regime, and the territorial issues. The territorial disputes not only affect the surrounding sea areas, but also have negative impact on all bilateral fisheries negotiations and coordination. Furthermore, territorial dispute is directly linked to security, and international politics over this issue also makes fisheries negotiations and coordination difficult.

研究分野：国際関係史、地域研究

キーワード：国境漁業 北東アジア 日韓漁業協定 領土問題 日本漁業 韓国漁業 日本海/東海 公共財

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

北東アジア各国においては、資源確保をめぐる議論が先行し、国境漁業が学術的に顧慮されることは少ない。また、二国間で発生している国際漁場紛争や各国の海洋・漁業政策、漁業交渉や協定の舞台裏を追究する学術的努力は展開されているものの、その蓄積は研究領域ごとに行われ、体系化されていない現実がある。こうした研究状況のなかで本研究は、複眼的な見方や観点、地域秩序形成を志向する国際的な文脈から国境漁業研究を行い、国際関係・地域研究分野での国境漁業研究の定立を試みるものである。

従来、研究代表者(福原)は、国境や島嶼などの係争地を生活圏に含み込む人びと・地域の立場から領土問題を考究してきた(若手 B: JP19730128、若手 A: JP22683003)。その成果に立脚し、後続研究では領土・漁業問題の交錯する状況の実態を析出した(基盤 B: JP25285054)。その結果、第一に領土問題解決のしがらみと困難さ、第二に領土問題と漁業問題の分離蓋然性の高さとその必要性、第三に領土問題の解決が周辺漁業問題の解決に結びつかない事実、第四に北東アジア地域の国際漁場紛争の深刻化と交渉の停滞、第五に中国 韓国 日本のキャッチアップ的な漁場紛争の構造等を痛感することとなった。そこで、この間国内外の所属学会や漁業関係学会などで研究成果の公表に努めた。そこでは一時的に共感を得ることとなったが、専門領域執着型の温度差もまた実感することとなった。こうして国境漁業に関わるミクロな研究と北東アジアの漁業秩序を構想するマクロな研究を有機的に結節し、その成果を学会等において再度問いたいと考えたことが本研究の背景となっている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、北東アジア域内では比較的協定が整備され、その下で漁業対話が行われながらも、漁場紛争が継続して発生していることを特徴とする、日韓漁業協定付属書 1-2 適用水域(いわゆる日韓暫定水域)から同協定境界線を南下し、同協定付属書 1-3 適用水域及び日韓大陸棚南部共同開発区域に至る「日本-朝鮮半島周辺海域」を取り上げ、縄張り争い/国内の玉突き衝突/領土問題との交錯/国際政治のそれぞれの視角から漁場紛争の実態を明らかにすることである。また第二に、この実態が多国間漁業協定の締結とそれに基づく管理をゴールとする北東アジア漁業秩序形成に照らし、どの段階に位置付くのかを国際漁業研究の蓄積に依りつつ実証することである。そして第三に、上記四つの視角から遂行される国境漁業研究のアプローチの有効性を国内外の関連学会における研究報告や原著論文にまとめることを通じて発出することである。具体的には、以下の手順によって進められる。

<事例収集>: 従来研究で作成した調査資料(2006年以降2016年までに日本の水産庁によって拿捕された韓国漁船の拿捕地点を点で地図に落とし込んだもの)を出発点にして、日本と韓国がそれぞれに抱える国際漁場紛争と日韓間の漁場紛争事例を集める。

<縄張り争い>: 上記の事例収集に基づき、日本と韓国における沖合・越境水域出漁者等関係者への対面調査を行い、国境漁業を選択せざるを得ない論理と実情、利害関係を調査する。

<国内の玉突き衝突>: 公刊統計や上記の実見・対面調査に依りつつ、日本と韓国における国境漁業の魚種・漁法、操業ルール、出漁の各種制約・条件、出漁漁船の増減と理由、トラブル、政府・自治体の政策と対応、民間の要求と交渉など、制度と構造を調査する。

<領土問題との交錯>: とりわけ竹島領有権問題と日韓暫定水域をめぐる漁業との連関は、研究代表者の従来研究の主たるテーマであるので、これを他の紛争事例の発生・膠着にまで広げて再検討を施す。

<国際政治>: 政府・官公庁・自治体・財団組織等が刊行する資料調査、同機関の関係者への対面調査に基づき、日本と韓国における海洋政策、国境漁業管理、外国漁船の取締りなどについて調査する。また、日韓民間漁業者協議、韓中漁業協議参加者などへの対面調査に基づき、交渉の焦点とそれぞれの主張、合意形成の実現と限界、課題と見通しについて調査を行う。

<類型化と検証>: 以上の調査研究を踏まえて、大和堆、新隠岐堆、浜田三角、対馬北方、五島沖などの紛争水域ごとに、要因(魚種・漁法の競合、操業ルールの差異など)と背景(歴史性、国内漁業政策との関連など)構造(対立・齟齬の状況など)影響(国内漁業、二国間関係への影響など)期待(漁業者の要求など)解決可能性(交渉の有無と内容など)目処(現在の壁の在処、課題など)を整理して類型化を図る。また、これら紛争は紛争の発生からゴールへ至る各段階(紛争発生 没交渉・取締り 事実確認 各層の交渉 漁獲調整 共有ルール策定 二国間協定化 共同漁場調査 国際規範との調整化 多国間協定)のどこに位置づけられるのか検証を行う。

<国境漁業研究の定立>: 研究代表者が主催する研究組織、国内外の関係学会、「北東アジア地域研究推進事業」プロジェクト下の国際学術集会などで国境漁業をテーマとする発表部会を組織し、研究成果を公表する。

以上のような内容や手順で進められる調査研究課題を達成することにより、終局的には、国境漁業研究が国際関係・地域研究の一分野として定立することを目指す。

3. 研究の方法

本研究では、研究代表者の従来研究成果に立脚して、国境漁業を考察する視角があらかじめ設定されている。国際漁場紛争を抱える北東アジアの国境漁業の置かれた現状は、第一に、元来、域の存在しない海洋へ人為的に境界を引いた側の事情とは異なる論理で生きる漁業者らの「縄

張り争い」とでも言うべき行動と態度によって形作られ、第二に、国内の減船や漁場調整、出漁・漁獲条件の変化など、漁業政策による「国内の玉突き衝突」が生み出した統御不能な漁船（不許可漁船も含む）の現出と、第三に、領土問題の再燃によるナショナリズムや排他感情が絡む「領土問題との交錯」によって翻弄され続ける漁業交渉や漁業現場の苦悩、そして第四に、ゼロサムゲーム的な安保政策と国境管理、旗国主義でしかない取締りや一部没交渉に陥っている漁場紛争など「国際政治」の所産をまとっているものと仮説立てられる。かかる従来研究の成果が示唆する現状を検証する形で本研究は進められた。

また、検証にあたっては、研究代表者の従来研究で集積した資料や統計に基づく文献調査、同研究で培った人脈を駆使した実見・対面調査を組み合わせた研究方法を用いた。

さらに、日本と朝鮮半島をまたぐ国境漁業を一國の実情のみならず、日本と韓国（場合によっては北朝鮮の立場も加味する）の双方向の立場から捉えることにより、多国間協調の具現をゴールとする北東アジア漁業秩序形成のより具体的な展望を考究する枠組みを設定した。従来、自国周辺海域の国境漁業が議論される際、「自国と隣国・周辺国」という一方向の見方を前提にして、自国が抱える国際漁場紛争の現状把握に止まるか、その実態のみの解明に終始していた。これに対して本研究では、日本と韓国がそれぞれ抱える国際漁場紛争と日韓間の漁場紛争を双方向から放射状に捉え、こうした事象の歴史的・国内的背景と当事者・国家が織りなすその構造の解明を行いつつ、さらにこれら事象の二次的影響、紛争への対応、協力的で持続可能な解決に向けた取り組みと期待、現状の壁と限界、齟齬の多層な状況などを紛争水域ごとに抽出して類型化し、北東アジア地域で展開されている国境漁業研究に援用可能な研究事例としての整理を試みる方法をとった。

4. 研究成果

【日韓間の漁場紛争の現在】北東アジア地域の海では、永く日本の漁船が周辺国のそれを席卷してきたが、1980年代に韓国の漁業勢力が伸長し、90年代に入ると日韓の漁業勢力は完全に逆転した。この動きに合わせて、70年代にはすでに、韓国の沖合漁船が日本海に出没するようになり、80年代後半から90年代にかけては、韓国漁船の日本EEZ水域での不法操業が多発した。現在では、韓国漁船の勢力は退潮傾向にあるものの、日本EEZ水域への越境操業は続いており、これに加えて台頭著しい中国漁船と、南洋を追われつつある台湾漁船の出没により、日本海は北東アジアの漁船で包囲される様相を呈している。

日韓漁場紛争の所在は、いわゆる「北方暫定措置水域」の大和堆、隠岐北方、浜田三角の3つの水域と、対馬北方から五島沖にまたがる水域に集中している。このうち、隠岐北方・浜田三角水域は、主にズワイガニ資源をめぐる日本の沖合底曳網漁船と韓国のカニ籠・底刺網漁船との競合により紛争が発生している。韓国の籠漁船と底刺網漁船は、「新日韓漁業協定」による暫定水域の設定により、従来操業を行っていた日本EEZ水域から追い出される形で、隠岐北方・浜田三角水域へ漁場移動してきた経緯がある。

「北方暫定措置水域」のうち、大和堆水域はさらに混迷を極める。日韓間では、ベニズワイガニ資源をめぐる日本のカニ籠漁船と韓国のカニ籠・パイ籠漁船、またスルメイカ資源をめぐる日本のイカ釣り漁船と韓国のイカ釣り漁船の競合が生じ、紛争となっている。ただし、日韓の間では、この水域において漁法が同じであることから、海底清掃事業や交代操業が適切に行われれば、紛争が解消していく見込みもある。実際、2000年代に開催された「日韓民間漁業者団体協議」では、それらについて一定の成果を収めた実績もある。

現在、大和堆水域においてより深刻な漁場紛争は、北朝鮮漁船や中国漁船の漁場占有が生じていることである。北朝鮮では、2013年の世界的なイカの不漁によるその資源の高騰を奇貨として、スルメイカ漁をはじめとする漁業の活性化を図った。2014年の「新年辞」では、異例にも水産部門への言及を行い、漁船・漁具の近代化、科学的方法による漁獲、海での養殖を奨励することを明らかにした。これにより国家から近代化の支援を仰いだ大型船の漁獲圧力に直面することとなった、北朝鮮国内の小型沖合船や沿岸の木造船までもが漁場知見を有する大和堆水域に出漁するようになった。しかし、大和堆水域の45%を包含する「北方暫定措置水域」への北朝鮮漁船の操業は違法である。したがって、水産庁は大和堆水域に外国漁船が激増した2018年に5,000隻以上、2019年には4,000隻を超える北朝鮮漁船に対して退去警告を行った。また、北朝鮮の木造船は、ソナーやGPSなどの計測機器を備えていないことが多く、不法越境や漁船衝突の危険性をはらんでいることも問題を複雑にしている。他方、中国漁船は、この水域において日本の沖合漁船が200トン未満の出漁規制があるのに対して、500~1,000トンの大型船を率いて操業し、漁獲を圧倒している。その意味では、北朝鮮漁船の問題は「量」（出漁漁船の数）、中国漁船の問題は「質」（漁獲の量）だと言える。そうした状況により、北朝鮮漁船同様に、水産庁は2018年に100隻以上、2019年には1,000隻を超える中国漁船に退去警告を行った。しかし、漁業勢力が強大であること、中国はスルメイカに対するTAC（漁獲可能量）管理がなされていないために、無制限に漁獲していくことなどがこの水域の管理の難しさを拡大させ続けている。

このように、一部が「北方暫定措置水域」に含まれる大和堆では、日本の管轄下にありながら、北東アジア諸国の漁船に取り囲まれる状況を呈している。このような背景には、西部日本海の北朝鮮水域における中国漁船の漁獲圧力が影響している。この北朝鮮水域は、1977年10月から1993年12月まで、日朝間での民間漁業協定の存在によって断続的に日本漁船が利用していた。その後、北朝鮮は2004年に「中朝漁業協定」を結び、中国漁船にこの水域を開放した。かかる

水域では、2013年の世界的なイカの不漁・高騰を契機に中国漁船もまた急増することとなり、漁獲も急速に拡大した。このあおりを受けて、沿岸・沖合の北朝鮮漁船が大和堆にまで進出せざるを得ない実態がある。さらに、北朝鮮水域で操業を行う中国漁船の影響は、韓国東海岸の沖合漁船にも直撃し、スルメイカの漁獲が激減するのみならず、中国から韓国へ向けたスルメイカの輸出量が大幅に拡大し、市場も奪われる結果となっている。このため、2019年10月に韓国政府は、そうした状況を考慮し、東海（日本海）沿岸沖合イカ漁の緊急経営安定資金として112億ウォンの貸し付けを決定している。

次に、対馬北方から五島沖にまたがる水域は、すなわち日本EEZ水域と韓国EEZ水域が向かい合う領域である。そこでは、日本のトラフグはえ縄漁船と韓国のタチウオはえ縄漁船が競合し、紛争が生じている。この水域では、違法操業による立入検査、拿捕、違法設置漁具の押収が著しい。したがって、新日韓漁業協定で設置された「日韓漁業共同委員会」で中心にかつ反復して協議が行われている。その結果、互いのEEZ水域への相互入漁や日本側EEZ水域での交代操業のための「ホットライン制度」（但し、東経130度以東の水域のみ）韓国はえ縄漁船の減船などが合意されてきた。しかし、いずれも実効性に乏しく、2016年7月以降、交渉は頓挫し、相互入漁がストップしている状態である。この現況で漁業被害が甚大なのは韓国側であり、2016年7月1日から2020年3月31日までの45か月間の損失は2,323億ウォンに上るといふ。こうした事態を受け、韓国政府は日本EEZ水域に出漁できず、漁場移動を余儀なくされている漁船に対して、代替燃料費を補助しているが、損失の補填には遠く及ばない。この水域では、相互入漁に対する日本の姿勢が頑なであり、日本EEZ水域での韓国漁船自らによるトラブル防止、はえ縄漁船の減船（現在の20%の減船）にどれだけ取り組めるかが鍵となる。日韓協議に対して日本の姿勢が頑迷であるのは、その水域に関わる漁業の論理だけでなく、他の論理も作用しているからである。それは、韓国政府が福島原発の事故に伴って、東北・関東地域の8県産の水産物輸入の規制を行っていることを不当として、2015年に日本政府が世界貿易機関（WTO）に提訴したという問題である。1審にあたるWTO小委員会では、日本の主張が認められ、韓国の措置を不当とする判断が下された。ところが、2019年4月のWTO上級委員会では、1審を取り消す判断が下された。韓国の規制措置が妥当であるとの判断で確定したのである。この日韓紛争の顛末が日本の頑なな姿勢をより強固にしている。他方、韓国では日韓協議の停滞要因を、日本が竹島領有権に密接な内容を要求しているからだと担当庁の長官が国会答弁するような混迷ぶりである。一方が他の要素も絡めて交渉や妥結に消極的で、他方は当を得ない言い訳で交渉が再開できない責任を回避しようと躍起になっている。これでは相互入漁どころか交渉の再開自体見通しが暗いものにならざるを得ない。

以上のような日韓間の漁場紛争は、「狭い海」での競合であるのはもちろんだが、それに加えて他の水域の閉め出しや漁獲圧力による漁場移動が背景にひそみ、二国間の協議では統制できない形で進行していることが分かる。しかし、それでも二国間で協議を行い、一定の合意を得て、それが実行に移されれば、例えば隠岐北方・浜田三角水域や対馬北方から五島沖にまたがる水域での紛争は相当程度収まる可能性が高い。しかし、それができないのは、「領土問題の交錯」や「国際政治」が作用しているからである。

新日韓漁業協定は周知のように、竹島領有権問題が解決しないなかで、日韓EEZの境界画定を回避し締結した。そこでは、北海道沖に展開していた韓国の大型トロール漁船とサンマ漁船を閉め出す代わりに、日韓EEZが重複する水域を遥かに上回る広大な「北方暫定措置水域」を設定した。この国際交渉の結果により損害を被ることとなった鳥取県や兵庫県の沖合底曳網漁業者は、竹島を放棄してでも国境を画定してEEZを拡張した方が実を取ることができる状況となっている。裏を返せば、韓国の漁業者にとっては、竹島が日韓いずれかの領土と確定した瞬間に、西部日本海の多くの漁場を喪失するという事態を回避した、実の多い交渉結果であったと言える。それにもかかわらず、韓国では新日韓漁業協定締結が売国的だと見なされ、交渉に関わった実務者が一掃された。竹島を基点とする自国のEEZ画定を回避したからである。それでも、この協定が韓国漁業にとっては利があると理解を示した漁業界の協力を得て、協定締結後2002年までの間に漁業調整を敢行し、744隻にのぼる減船を行った。つまり、韓国政府は曲がりなりにも領土問題と漁業問題の切り離しを行い、新協定に対応した。しかし、2005年の「竹島の日」条例制定を契機に領土問題が再燃し、漁業問題との交錯は深まってしまった。こうして韓国政府は、棚上げ状態となっていた境界画定の主張を蒸し返し、従来 of 鬱陵島—隠岐諸島の中間線から竹島—隠岐諸島の中間線に変更せざるを得なかった（2006年6月）。これに対して日本政府も、東シナ海のEEZの基点を従来の男女群島からそれより北西30キロの海上にある肥前島（無人島）に変更する仕儀となっている。EEZの基点に無人島を用いないというのは、「狭い海」を前提にすれば、これを利用する立場にそった極めて冷静かつ賢明な判断であった。それだけに領土問題に左右された韓国の対応も、それに対抗する形となった日本も、自ら二国間の漁業協力・調整を袋小路に迷わせる方向へと導くことになったと言える。

【漁場紛争の特徴】日韓間の漁場紛争が発生している水域では、協定や民間取決めの折衷的な合意が双方の操業ルールの違いや漁業勢力差を顕在化させ発生している点で共通性がある。その折衷的な合意の背景には、領土問題の存在があり、その未解決とこのために国際海洋制度が求めるEEZ画定が未決に終わっているという実状がある。またそれゆえに、いずれの漁場紛争の解決に関わる協議でも、領土問題が交渉進展の壁となったり、交渉決裂の言い訳として利用されたりする悪しき構造を有している点で共通している。

次に、4つの視角ごとに漁場紛争の特徴をまとめると、第一に「縄張り争い」の視角から見れば、中国、韓国と台湾、日本の順に漁業勢力の強弱差が存在し、一般的にその勢力が強い国は漁場を広く確保しようとし、協定で設定された領域を最大限に実績重視で押し込もうとする。逆に、弱い国は協定で設定された領域や自国の EEZ を競合国に対する規制や管理を通じて自国の操業を守ろうと躍起になる。こうした一般的な構図が異なる漁獲魚種や漁法が競合しているか否かにかかわらず、どの水域の漁場紛争にも当てはまる。第二に、「玉突き衝突」の視角から見ると、協定や取決め以前から存在していた競合が、協定や取決めによって一層紛争が顕在化した漁場と、協定や取決めによって新たに紛争が生じた漁場とに分かれる。いずれにしても、そうした漁場紛争では、漁業勢力の差が作用し、その勢力の弱い国の漁船が漁場移動を余儀なくされている。また、漁業勢力の強弱に関係なく、協議の不調や取り締まりにより入域ができなくなった漁船もまた、漁場移動を強いられることになるが、それら漁船は他の漁場でやむなく違法操業を行うことがしばしばであり、新たな漁場紛争を引き起こす火種となる。第三に、「領土問題との交錯」の視角から捉えると、領有権を争っている係争地を含み込む水域が否かの違いにより紛争の様子は異なる。日韓が関係する漁場紛争の水域では、係争地を含み込んでおらず、領土問題との交錯した状況は、漁業交渉・調整における対立が領土問題と容易に結びついてしまうという形で間接的に表れる。だが、間接的であるがゆえに、感情的な二項対立として拡散しやすく、このため国は交渉を避けようとして当事者間交渉に期待するが、当事者でたとえ合意に達しても遵守されない場合が多く、結局如何なる様子の交渉も袋小路に迷い込むことになる。第四に、「国際政治」の視角から眺めると、国際海洋法制度が求める 200 カイリ体制への移行が、漁場紛争発生の背景となっている点で、いずれの水域でも国際的潮流の影響を受けていると言える。ただし、日韓が関わる対馬北方から五島沖に跨がる水域以外は実質的に EEZ が未画定で、中間・暫定水域という名の非協力の共同水域を設けたことにより漁場紛争が発生しているような現状がある。他方で、大和堆水域のように地域の多国間での取決めがないために、三か国以上の複数国の漁船が競合し、漁場紛争を巻き起こしているような地域の国際関係が影響を及ぼす水域もある。さらに、日韓が関係する水域では、二国間関係がそこでの漁業調整に関わる交渉に影響を及ぼす。

日韓をまたぐ国境漁業は、以上のような漁場ごとの共通性や特徴を内包する複雑な紛争態様で展開している。これら紛争をどう解消していけばよいのだろうか。

【どうすればよいか？】北東アジアの海をめぐる漁業秩序は、海を隔てて向かい合う隣国・地域間の二か国間協定・民間取決めの併存により成り立っている。言い換えれば、三か国以上の多国間協定や民間取決めは存在しない。しかも、二か国間協定や民間取決めは、取り締まりや資源管理が緩やかで、操業ルールの違いにまで顧慮しない折衷的な合意であるため、漁業勢力の強弱が如実に反映する形で漁場紛争の様相を決定している。これらのことを踏まえると、漁場紛争を解消する手立てとして、新たな多国間協定や取決めの締結、既存の二か国協定の修正や刷新、漁場における漁業勢力の格差を是正することなどがすぐに想定され得る。しかし、それらはいずれも非現実的な夢想であろう。現状の協定・取決め体制や漁業勢力は変更しがたいことを出発点に方策を構想する必要がある。その場合には、幾つかの発想の転換が必要となろう。

それは第一に、漁場紛争の解決を「我々は安心して操業ができればよいだけ」という漁業者ファーストの視点で考えるということである。第二に、「改善」を図ることはひとまず置いて、「悪化」を食い止めることから協力を始めるという発想を持つことである。これらのことを前提に、行わなければならないのは、漁場紛争で損失している実利、国の面子を冷静に計算してみることである。そこでも漁業者ファーストの視点で損失を考慮し、どんな悪化が見られるのかをあぶり出さなければならない。

その上で、これ以上の損失、悪化を食い止めるというだけの目的で、日韓または日中韓の「安全操業協定」の交渉に入る。そこでは、日中韓間の漁業協定下で設定されている共同水域において IUU 漁船（違法・無報告・無規制の漁船）や違法操業を協力して取り締まり、各国が定めた法令に基づいて処罰することのみを取り決めた協定として締結する。これは非協力の共同水域を「共働」水域にするための第一歩である。一般的に漁業秩序の形成においてより大きな影響力を有するのは、漁業勢力の強い国である。したがって、漁場紛争解決の方策を構想する場合には、もっとも漁業勢力が強大な中国が協力できる枠組みでなければならない。この悪化を食い止める協力関係で実績を作ってから、改善を図るための協力へ移行することが望ましい。

その改善を図るための協力も、先例があったり、互恵が可能であったりする方策から進めて行くべきであろう。例えば、日本は相対的に漁業勢力が弱いものの、漁獲技術や魚群探知の技術では相対的に優位を誇っている。国境漁業水域では、日本漁船が魚群探知し操業している漁場を目指して、他国の漁船が集まり、競合を助長しているくらいである。この優位性を利用して、共同水域や日本 EEZ 水域で操業を行うすべての漁船には、AIS（船舶自動識別装置）の搭載を勧奨し、これを通じて魚群探知情報を提供するというのも一案ではないか。日本漁業にとっては取り締まりが容易になり、漁業勢力を相対化することができる。他方、他国の漁船は合理的な操業が望めるといった利点がある。韓国 EEZ 水域や中国 EEZ 水域でもこれを準用し、そこでは協議で一致した AIS のコードをそれぞれに使い分ければよい。これが普遍化されたなら、AIS 搭載に非協力の漁船は、安全操業協定に基づいて取り締まればよいだろう。このような遠回りの協力でも、北東アジアでは果敢な挑戦となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 福原裕二	4. 巻 11
2. 論文標題 濱田武士、佐々木貴文著『漁業と国境』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 境界研究	6. 最初と最後の頁 85-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14943/jbr.11.85	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件／うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Yuji Fukuhara and Daesong Hyun
2. 発表標題 Maritime Challenges within the Resion
3. 学会等名 Slavic-Eurasian Research Center 2020 Summer International Symposium
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 福原裕二
2. 発表標題 ポスト安倍時代の日韓関係の展望
3. 学会等名 2020広島韓国フォーラム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 福原裕二
2. 発表標題 日本の漁業実態と日韓協力：魚職・魚食の観点から
3. 学会等名 2019年海洋文化日韓学術会議（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 福原裕二
2. 発表標題 持続可能な日韓関係の構築方案：日韓の領土・漁業問題をめぐって
3. 学会等名 2019国家安保戦略研究院・国民大学校日本研究所合同国際シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 福原裕二
2. 発表標題 竹島 / 独島の属島と化される鬱陵島
3. 学会等名 鹿児島大学国際島嶼教育センターシンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Yuji Fukuhara and Takeshi Sato	4. 発行年 2021年
2. 出版社 BRILL	5. 総ページ数 254
3. 書名 The Dokdo / Takeshima Dispute	

1. 著者名 現代地政学事典編集委員会	4. 発行年 2020年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 888
3. 書名 現代地政学事典	

1. 著者名 岩下 明裕	4. 発行年 2021年
2. 出版社 北海道大学出版会	5. 総ページ数 310
3. 書名 北東アジアの地政治	

〔産業財産権〕

〔その他〕

島根県立大学北東アジア地域研究センター http://hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/ 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター拠点 https://hokudaislav-northeast.net/

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	濱田 武士 (HAMADA TAKESHI)		
研究協力者	安達 二郎 (ADACHI JIRO)		
研究協力者	西野 正人 (NISHINO MASATO)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	森須 和男 (MORISU KAZUO)		
研究協力者	玄 大松 (HYUN DAESONG)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 北東アジアの地政治 / 近代的空間の形成と影響を読む	開催年 2022年～2022年
--------------------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
韓国	誠信女子大学東アジア研究所	高麗大学校グローバル日本研究センター	